

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年3月29日



「埼玉県SDGsパートナー」第11期121者を登録

埼玉県は、全県のステークホルダーがワンチームでSDGsに向け取り組んでいく「埼玉版SDGs」を推進しています。

その中で、自らSDGsに取り組む県内企業・団体等を県が登録する「埼玉県SDGsパートナー」登録制度を令和2年11月から実施しています。

この度、第11期登録（令和5年12月～令和6年2月受付分）において121者を令和6年3月31日（日）付けで登録します。

また、第12期登録申請を、令和6年4月16日（火）10時から新たに開始する「埼玉県事業者オンライン申請サービス」にて受け付けます。（締切は令和6年6月7日（金））

引き続き、SDGsに取り組んでいる県内企業・団体等の皆様の申請をお待ちしています。

【第11期登録について】

1 登録者数

121者（別添一覧表参考）

※令和6年4月1日（月）以降順次、県ホームページ内にも一覧で紹介します。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)

※登録者には、登録証を交付します。（右記参照）

また、県ホームページにおいて活動内容を紹介します。



【第12期登録申請について】

1 対象 ※個人は対象ではありません。

埼玉県内に本社又は支社等を有し、県内で事業活動を行う企業・法人・個人事業主、NPO、団体、大学等が対象となります。

ただし、国・地方公共団体は除きます。

2 登録要件

以下の2つの要件をクリアすること。

- (1) 環境、社会及び経済の3つの分野において、それぞれSDGsに係る取組及び指標が設定されていること。
- (2) SDGs達成に向け、実施している、又は実施する予定である取組の内容が具体的かつ明確であること。

3 登録申請方法

令和6年4月16日(火)10時から「埼玉県事業者オンライン申請サービス」により登録申請受付を開始します。

詳細は県ホームページ内「埼玉県SDGsパートナー」を御覧ください。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_partner.html)

登録申請締切は、令和6年6月7日(金)です。

※登録申請完了だけでは、登録とはなりません。

4 登録まで

登録申請締切後、申請内容について県で確認を行います。(必要に応じて申請者に連絡・確認を行います。)

必要書類が整い、要件を満たしている場合は、令和6年7月31日(水)付けで登録する予定です。

5 その他

登録証を交付するとともに、取組内容等を県ホームページで紹介します。

3年ごとに更新を受けなければ、効力を失います。

また、登録から1年経過ごとに取組の進捗状況(指標)を県に報告していただきます。